

令和元年12月5日開会
(第12回総会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第12回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年12月5日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和元年12月5日(木) 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年12月5日(木) 午後2時53分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者(1名)

11番 三浦 憲二

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第60号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第61号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第62号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第8号 非農地通知の発出について

午後2時00分開会

○事務局長（坂本 英知君） 農業委員の皆さん、どうもお疲れさまです。

令和元年の最後の総会になりますけれども、昨年より新しい農業委員会制度が発足しまして、アンケート調査や基盤強化法の終期にかかる方の個別訪問等ですね、新たな業務がふえまして、委員の皆様におかれましては大変多忙な1年だったかと思えます。雲仙市の農業委員会活動にご尽力いただきまして、心より感謝を申し上げます。

ただ、余りにも皆様の業務が過重になっているということも承知をしているところでございます。来年度開かれる県主催の農業委員会活動推進検討幹事会の中でも、今の現状と農業委員、推進員の業務負担軽減に向けて、再度、県のほうにも強く申し入れたいと考えております。

ちょっと話が長くなりましたけれども、本日は、三浦委員の欠席届が提出されておりますが、出席者は過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さん、こんにちは。

本日もちまして、ことしの総会も最後となりましたけど、先ほど局長からもお話がありましたが、この1年間、いろいろと皆さん大変だったことと思っております。まだまだ、あとちょっとばかり残っておりますので、いろいろと農業委員会に関する業務があるかもしれませんが、どうぞひとつよろしく願います。

それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、ただいまから、令和元年第12回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方、よろしく願います。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、16番、草野有美子委員、18番、大久保委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第57号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてから、日程第8、報告第9号、非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、議案第57号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第57号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

次のとおり農地法第3条の規定による許可処分の取消願があったので総会の議決を求める。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページをごらんください。受付番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明をお願いいたします。中部調査会長、お願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、受付番号1番です。

受付番号1番は、令和元年11月5日付で許可を受けておりましたが、3条申請で所有権移転すると、譲渡人の経営移譲年金が支給停止になることが判明したため、一旦許可を取り消し、再度基盤強化法での所有権移転を行うため、願い出をされました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。平野委員、どうぞ。

○委員（8番 平野 利光君） 3条ではだめで、基盤強化法ではいいということですけど、どがんことでしょうか。

○議長（小筏 正治君） 事務局、説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 農業者年金のほうで、そういう規定がありまして、3条申請での所有権移転ですと、この譲渡人の方の経営移譲年金のほうで支給停止になっちゃうということが事務局のほうでもちょっと見逃しておりまして、受付の段階です。それで、本人さんと私とお話をさせていただき、この方が基盤強化法でもいける方なので、一応年金法のほうに抵触しない、この基盤強化法に切りかえさせていただくということでちょっとお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。川内委員、どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） その3条と強化法のあれで、強化法はオーケー、3条はだめ、その理由は何。

○次長（増富 浩彦君） 年金のほうで、経営移譲した農地を部分的には3条で移転はできません。年金では特定譲受者といいます。60歳未満であり、国民年金第1号被保険者、年間農業従事日数が60日以上要件を満たす者が基盤強化法で売買する場合のみ部分的に可能となっています。ですので、農地法の3条ではだめなんです。

○委員（7番 渡部 篤君） そいけん、相手が認定農業者であればいいとやろう。

○次長（増富 浩彦君） そうです、はい。

○事務局長（坂本 英知君） 特例なんです、基盤強化法でした場合は特例として、年金の停止にはしませんよという特例ということでご理解いただければ。

○委員（15番 川内 幸徳君） そしたら、譲受人が強化法で使える人じゃなからんばだめということですね……。

○次長（増富 浩彦君） そうです。

○議長（小筏 正治君） 条件がついておるといことですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第57号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、受付番号1番については、申請どおり許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書4ページをごらんください。

議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書5ページをお開きください。受付番号75番から、議案書8ページ、受付番号84番まで10件の申請がっております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会分は受付番号75番から82番です。

受付番号75番は、不在地主が親戚に贈与する案件です。

受付番号76番は、買い受け人の耕作地が県道建設のため収用されるのに伴い、耕作利便を考え、本申請地を代替地として買い受ける案件です。

受付番号77番は、個人住宅建設のため分筆した残地を、親戚から譲り受ける案件です。

受付番号78番は、農地所有適格法人以外の法人が借り受ける案件です。解除条件付きで借りる場合に限り、権利取得できるようになっております。今回の申請に添付されている貸借契約書の内容も確認しています。

受付番号79番は、子に贈与する案件です。

受付番号80番から82番は、破産管財人が農地を処分する案件です。

受付番号75番から82番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号75番から受付番号82番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

80番、81番、82番は破産手続、自己破産された方の農地の売買のようですが、ここに金額とか、あるいはその時々々の売買の単価ですね、この件はどのように破産手続をした場合、進められているのか、説明いただければと思います。

○議長（小筏 正治君） 東調査会長。

○委員（4番 東 康敬君） 今の質問の中で、80番から82番の案件、破産管財人からの申請の分ですね、この分は、弁護士事務所のほうから所有権移転に伴う案件ですが、農地のことに関して、誰か購入を考える人はいないかという相談がありまして、後日、破産管財人のほうから依頼をされました。80から82番の案件についてですね、買い手というのを見つける中で、今、質問があったように、値段的には買い受ける3人の希望を聞いて、これやったら買いますよという希望の金額が出たときに、管財人のほうに買い受け願を出して、それぞれに単価を記入しています。

その中で、管財人のほうから、この3件について、ほかに手を挙げる人が誰もいなかったということで、この金額を裁判所に出して了解をもらって、これでいいですよという了解をもらって、それで所有権移転の申請を農業委員会に提出した流れでございます。ということです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 今、説明がありましたけど。

○委員（9番 馬場 保君） ちょっとよろしいですか。

こういう場合は、裁判所から公告があつて、どこどこ、こういうところが今、売買されている、期間がいつまでということを公告で決めて、そして入札と聞いておったんですけど、どがんですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） この点については、私も破産管財人の弁護士と話をする中で、今、馬場委員がおっしゃるのは最終段階ですよ。その前に、管財人としては、任意で売買をしたい

というのが管財人、法律事務所の意向であって、それで、どうしても売れなかったという形になれば競売という措置をとるそうです。しかし、その前に、なるだけなら任意で売っていきこうというのがこの管財人のですね、指名をされた管財人の姿と、私もそういう形を初めて勉強しました。全て競売に出るわけじゃなくて、最初は任意で全部売ってしまって、なかなか手続が面倒でもあるし、手数料も結構かかるということで、任意で売却をするという体制をとっているそうです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） よろしいでしょうか。

○委員（9番 馬場 保君） 事務局もそういう考えで今まで来られたわけですか。

○次長（増富 浩彦君） そうですね。

○委員（9番 馬場 保君） わかりました。

○議長（小筏 正治君） ただいまの件で、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号83番です。受付番号83番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号83番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号83番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。83番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号84番となります。

受付番号84番は、譲渡人が遠方で耕作できないため譲り渡す案件です。

受付番号84番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号84番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。84番、所有移転ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号75番から84番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページをごらんください。

議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は10ページをごらんください。受付番号51番から、議案書11ページ、受付番号56番まで6件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長よりお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号51番から53番です。

受付番号51番は、農業用倉庫への転用の追認申請です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をしました。転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号52番は、選果場への転用を計画されています。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をしましたが、転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号53番は、農業用倉庫への転用を計画されています。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断をしましたが、転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号51番から53番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありま

せんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号51番から53番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。
内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。

顛末書がついているとですが、このたび、指摘を受け、初めて許可なく農地の転用ということで書いてあったと思います。それはどういう経緯で指摘が行われたのか。

○議長（小筏 正治君） 51番ですかね。

○委員（12番 内田 弘幸君） はい、51番です。

○委員（4番 東 康敬君） これは、譲受人から聞くとところによればですね、この前の所有者が無断転用というかたちで倉庫をつくってあったという形の中です、そのつくった人が亡くなったということで、今のこの施設を買ってくれないかという相談があって、買い受けたという案件ですよ。だから、そういう指摘を受けて追認申請を出された。ということです。

○議長（小筏 正治君） これ、追認となっております。いいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号54番です。
受付番号54番は、駐車場用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、愛野総合支所から300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

受付番号54番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。
以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号54番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか、54番は。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号55番から

56番となります。

受付番号55番は、堆肥舎兼農業用倉庫への転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内の農地であり、令和元年9月24日付で農用地の用途変更がなされております。また、おむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しましたが、転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可することができる案件であると思われまます。なお、既存の堆肥舎及び農業用倉庫は2アール未満農業用施設建築届が提出済みであります。

受付番号56番は、寄宿舎用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請地は千々石海岸風致地区に当たりますが、建築等の規制については許可の見込みがあることであります。

受付番号55番から56番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号55番から56番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか、55番と56番。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号51番、受付番号53番から56番は、申請どおり許可、受付番号52番は、第1種農地で10アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、さきに述べたとおり決定しました。

次に、日程第5、議案第60号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書12ページをごらんください。

議案第60号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求めます。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は13ページをごらんください。受付番号1番から、議案書39ページ、受付番号73番までです。詳しくは別添3の1ページからをごらんください。

受付番号1番から22番については、賃借に係る案件。受付番号23番から37番については、

所有権移転に係る案件。受付番号38番から73番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第60号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から22番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。1番から22番、貸借権ですね。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようですので、次に、所有権移転に係る受付番号23番から37番について、ご質疑ありませんか。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場です。

26ページ、37番ですけど、2反3畝で500万と載っておりますけど、その価値がある土地でしょうか。37番。

○議長（小筏 正治君） 川内委員、どうぞ。

○委員（15番 川内 幸徳君） これ、譲渡人に負債がありまして、その負債のために買うような、親戚の関係になるので、価格も高く買うてくれということで、どうしようもなく買うたということで聞いております。場所も、よかところじゃあつとです。

○委員（9番 馬場 保君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにないようですので、次に、農地中間管理事業に係る受付番号38番から73番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。農地中間管理機構ですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第60号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第61号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書40ページをごらんください。

議案第61号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の

規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。
議案書41ページをごらんください。受付番号1番から、議案書43ページ、受付番号6番までの6件です。詳しくは別添3の74ページからをごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第61号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） その農地中間管理機構に預けて配分先が決まるということですよ。その中で、我々がするのは、農地バンクに貸し付ける、それと借り主もそのとき見つけて、同時に提出をするわけですね。これが今度、配分のときには、これ1カ月おくれという形になるわけですか、大体。全部1カ月おくれ。

○次長（増富 浩彦君） そうですね、大体1カ月から、1カ月、2カ月ぐらい。

○委員（4番 東 康敬君） 2カ月になることもあるわけ。

○次長（増富 浩彦君） そうですね。

○委員（4番 東 康敬君） 前も言ってたけど、なかなかわかりにくいところなので、2カ月じゃなくて、そのときにぽっと出す、この前も意見としてありましたよね。そのときに、議案書の中に、貸し付ける、公社に貸し付ける、借り手はもうこの人というのが出てくるような形というのはできないということですか。

○次長（増富 浩彦君） 11月1日付で法改正が施行されとるけん、本来は同日付で配分と、集積計画と配分と同じ日にできるとですけども、それはうちがするんじゃなくて、中間管理機構のほうからそういう要請があったときに、初めてうちでそれを審議して決定して、配分案も、意見ありませんと意見を求めてきてという流れ方になっとなって、向こうも手続上、ちょっとまだ中間管理機構ば受けとるほうが、農林課ですね、農林課のほうはまだそれば申請ばしてこんもんですけんか、こっちからは何も言うておりません。

○委員（4番 東 康敬君） ぴんとこんですね。

○次長（増富 浩彦君） 法的にはできるようになっております。

○委員（4番 東 康敬君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第61号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第61号、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第62号、土地改良事業に参加する資格について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書44ページをごらんください。

議案第62号、土地改良事業に参加する資格について

土地改良法第3条の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の承認について総会の議決を求める。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は45ページ、資料は別添4をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明をお願いいたします。東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明をします。

本案件に係る農地については、全て賃借権等の設定はないため、所有者が土地改良法の3条資格者に該当すると東部調査会では判断をしました。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、ここで担当課のほうから詳しい説明があるとのことですので、お願いいたします。

○農漁村整備課（古賀 正興君） 皆様、こんにちは。農漁村整備課の古賀といたします。よろしく申し上げます。

済みません、座らせていただいて、説明をさせていただきます。

資料は別添4のほうをごらんください。

今回お願いするのは、国見町の八斗木地区の計画変更に伴うものです。八斗木地区につきましては、県営事業で、畑地の区画整理及びかんがい施設の整備を行ってまいりました。事業名といたしましては、農業競争力強化基盤整備事業、農地整備事業（畑地帯担い手育成型）となります。受益面積といたしましては42ヘクタール、関係者としては受益者99名、工事期間が平成23年度から平成29年度、総事業費といたしまして、事務費込みの金額になりますが、17億706万3,000円。内訳といたしまして、面整備に12億9,860万6,000円、畑地かんがい施設の整備費といたしまして4億845万7,000円となっております。工事及び換地に伴

う登記のほうも完了しており、残るは事務上の手続のみとなっております。現在、事業主体であります県のほうで事業計画の最終の変更手続を行っており、その後、県から市及び土地改良区のほうへ財産譲与が行われ、事業完了となります。

資料の2ページをごらんください。事業計画変更概要書をつけておりますが、これは農業用排水施設工種のみつけさせていただいております。

今回、計画変更の中で農業用排水施設工種、畑地かんがい施設の整備について、受益面積のほうを41.9ヘクタールから41.7ヘクタールに変更しております。これは事業を実施していく中で、面積が小さい区画のうち、隣接する圃場や、近くに家があったりと、所有者の方が同じということで水源を確保できるなどの理由で、県、土地改良区、所有者で協議を行い、本人さんの了解というか、希望もあったようですけども、了解のもとですね、計8筆、圃場としては6枚になりますが、関係者としては6名に畑かんを設置しなかったことによるものです。工事は既に完了しておりますが、今回の土地改良法に基づく計画変更の手続の中で、畑かんの計画区域から除外した8筆分の関係者、6名の方について同意書の徴収が必要となります。その際、同意書に署名捺印した方が該当する圃場について、土地改良法第3条第1項、または第2項に規定する資格を有しているか、具体的に申し上げますと、その土地の所有者であるか、または賃借権、使用貸借権等により耕作を行っている者であるかの証明を農業委員会にお願いする必要があるため、今回お時間をいただき、説明をさせていただいております。

6ページのほうをごらんください。先ほど、6名と申し上げましたが、6名のうち1名の方は換地後にお亡くなりになられているため、今回、農業委員会のほうに署名をお願いするのは5名、7筆分となります。1番の方については3筆上げさせていただいているんですけども、現地のほうは1枚となっておりますので、圃場としては全部で5枚の圃場になります。

7ページをごらんください。八斗木地区の全体図のほうをつけさせていただいております。今回、除外されるのは、赤で塗り潰している部分となります。図面のほうがちょっと小さいので、8ページから11ページまでに各圃場の詳細な図をつけさせていただいております。

9ページをごらんください。真ん中、ちょっと下のほうに斜線で引いてあるところ、この方が亡くなっている分になります。この方の分については署名の依頼からは除外をしております。先ほど説明していただいたように、本案件に係る農地については全て、賃借権、使用貸借権等の設定はありませんので、所有者が土地改良法の3条資格者となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました、本案件について、何かご質問がありましたらお願いいたします。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 6ページの八斗木地区3条資格者一覧表の中で、4番、5番の人は住所が大村市になっているんですけど、そこから通って、八斗木地区まで耕作にいられておるわけですか。

○次長（増富 浩彦君） 改良区のほうに確認をいたしましたら、大村のほうから来て手入れをされているということで聞いております。自作地ということになっております。

○委員（9番 馬場 保君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第62号、土地改良事業に参加する資格については申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第9号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書46ページをごらんください。

報告第9号、非農地通知の発出について

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年12月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書47ページをごらんください。

受付番号1番から2番については、所有者より申し出があり、現地確認を行ったところ、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出するものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第9号について、何かご質疑がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これを持ちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 2 時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員